

地域の皆様へ

令和3年12月24日
福島県相双建設事務所

通行止め規制のお知らせ

地域の皆様には、本県の建設行政についてのご理解とご協力を頂き感謝申し上げます。

本工事は通行車両および歩行者の安全性、利便性を向上させることを目的とし、道路の新設及び拡幅、歩道を設置する工事です。

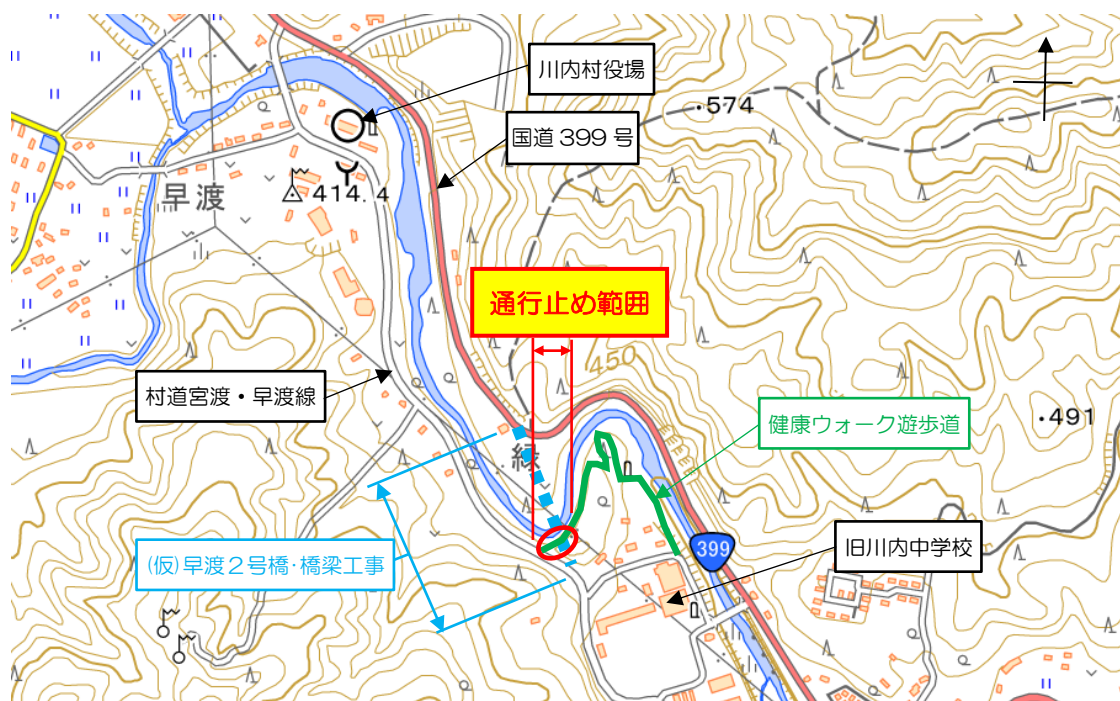
このたび、県道小野富岡線の道路整備工事に伴い、(仮)早渡2号橋橋梁工事を行うこととなり、下記のとおり健康ウォーク遊歩道の一部を通行止め規制させていただきます。

皆様には、何かとご迷惑をおかけすることと存じますが、施工に当たっては工事中の事故防止、公衆災害防止、交通対策などに配慮し施工してまいりますので、本工事にご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（橋梁下部）
工 事 場 所	双葉郡川内村大字下川内字宮渡地内（村道宮渡・早渡線）
通行止め期間	令和4年2月1日～令和4年12月31日（予定）
発 注 者	福島県相双建設事務所 事業部 道路課
受 注 者	三瓶組・大和田建設特定建設工事共同企業体 電話 0240-38-2239

<通行止め箇所・位置図>



(問合せ先:福島県相双建設事務所 事業部道路課 主査 石幡 電話 0244-26-1215)